

社会保険料の逆進性が世代内所得不平等度にもたらす影響

阿 部 彩

I はじめに

近年、公的社会保険における公平を焦点とする研究は多い。しかし、その主流は、世代間の公平に着目した研究である。実際に、「負担＝保険料」と「便益＝給付」の生涯にわたる収支を比較すると世代間の不公平は明らかであり、これは多くの研究者の指摘するところである（金子・田近，1995，八田，1998）。一方、世代間の不公平は不可避であり、むしろ、他の次元にかかわる不公平に着目すべきという意見もみられる（橘木，2000）。本稿は、後者の流れをくむものであり、社会保険制度の生涯的な収支の公平に着目するのではなく、一時点における保険料設定のありかたに注目する。これは、年金・医療保険などが将来的（高齢期等）に便益をもたらすものであるとしても、これらが強制加入制度である以上、拠出時点における負担は公平かつ適度でなければならぬという考えに基づいている。

II 問題意識

1 保険料引き上げ必至

年金・医療などの社会保険制度の財源が問題視されて久しい。今年3月に成立した年金改革関連法には盛り込まれなかったが、将来的に社会保険料の引き上げは必至と言われている。厚生省の試算によると、2025年度の厚生年金保険料は標準報酬の現行17.35%（ボーナス1%）¹から27.6%、国民年金保険料は月額13,300円から

24,800円に引き上げられなければ財政が成り立たない（厚生省年金局，1999）。同様に、医療保険においても、保険料の引き上げが懸念される。年金改革関連法の目玉である給付削減と国庫負担引き上げによって、若干の引き上げ緩和は見込まれるものの、保険料の大幅な引き上げは避けられないであろう。

しかし、負担の増大をどのように被保険者の中で分担するかについては十分に議論されているとはいえない。保険料設定に当たっては、低所得者など社会的弱者に対する配慮はもちろんのこと、保険料体系全体の公平を考慮しなければならない。そのためには、現行の保険料体系が公平に被保険者の間で分担されているか、今一度吟味する必要がある。

2 水平的公平と垂直的公平

社会保険における「公平」の概念を整理すると、まず、水平的公平（同所得の人の間の公平）と垂直的公平（高所得の人と低所得の人の間の公平）という二つのフレームワークが通常考えられる。「水平的公平」は、同所得の被保険者が同じ額の保険料を負担するべきという概念であり、これについては異論を唱えるものは少ないであろう。現行の制度の中では、国民健康保険、被用者保険などの制度間と²、各制度内における二つの公平を考えなくてはならない。

「垂直的公平」は所得の高い人と低い人との間の負担の分配のありかたに着目する概念であるが、保険料における「垂直的公平」については合意形成がなされていないのが現状である。所得税と同

じ考え方をすれば、所得の高いものがより多くの負担をし、所得の低いものの保険料を補填することを公平とすることとなる。しかし、そうとしても、補填の度合いについて、所得にしめる保険料の割合（負担率）を一定とすべきか、高所得者により大きい負担率を求めるかで意見が分かるところであろう。橘木（1998）は、「所得税に累進性をもたせることに異議は少ないが、保険料に累進性をもたせることに合意はない」としている。

しかし、社会保険が強制加入の皆保険制度である以上、社会保険料の設定は所得税と同じような配慮を必要とするのではないか。特に、低所得者に対する配慮は不可欠である。低所得者から一律または所得の一定比率の保険料を徴収することにより、その低所得者の生活レベルが極度に落ちることがないように行政が配慮するのは当然のことであろう。そのような概念に基づいて、国年の免除制度や国保の軽減制度が設けられていると考えられる。更に、社会保険制度が及ぼす所得不平等度への影響に配慮する必要がある。社会保険料徴収によって、所得不平等度が増さないようにするには、一律の負担率、さらに社会保険が所得再分配メカニズムの一つとして期待されているのであれば、累進性を持った保険料設定が必要となる。

現行の国民年金・国民健康保険には、低所得者に対する軽減・免除制度が設けられているが、それにもかかわらず、国民健康保険においては、保険料の逆進性が指摘されている（角田・小椋・高木，1999）。また、金子（2000）も、社会保険料の逆進性の可能性を示唆し、この側面を考慮することなく保険料率を引き上げることに懸念を示している。

社会保険料の引き上げを実施する際には、このような現行制度における負担の不公平性を把握し、その是正も視野に含めた改正を行うことが必要である。

3 研究の目的

本研究の目的は、1990年、1993年、1996年の厚生省『所得再分配調査』の個票を用いて、社会保険料の逆進性の有無を検証し、保険料徴収によ

る所得不平等度への影響の度合いを測ることである。分析の対象は、現役層とする。この理由は、一時点における分析においては、年金を含め当初所得が低い年金受給層と、現役層内の低所得層を区別する必要があるからである。分析にあたっては、国年・国保、被用者保険など制度別の分析と、各世代（コーホート）別の分析を行う。これは、同じ世代内の世帯は同程度のリスクを背負っているので、社会保険料の負担も同じであるべきという考えから、世代内の保険料の不公平について特に懸念するからである。最後に、公的年金保険料引き上げによる影響を試算する。

III 社会保険料の算定方法

本章では、国民年金、国民健康保険、厚生年金保険、健康保険の順に、その保険料体系と軽減・免除措置を概観することとしたい。

1 国保世帯

(1) 国民年金

国民年金保険の保険料は、被保険者の収入いかんにかかわらず月額13,300円の定額であるが、低所得者に対しては免除制度が設けられている。第1号被保険者内の免除率は年々増加しており、1998年には、19.9%（社会保険庁，1999）に達した。従って、被保険者の5人に1人は保険料を免除されていることとなる。免除には二つの種類があり、一つは法定免除といい、障害を支給事由とする年金の受給権者、生活保護受給者、施設入所者が自動的に対象となる（国民年金法第89条）。もう一方は、所得がないとき等一定の事由に該当する場合やその他保険料を納付することが著しく困難であると認められる場合に適用され、被保険者は、市町村による審査の上、免除を受けることができる。これを申請免除という（同法第90条）。申請免除の対象は、所得のない者、被保険者又は世帯の他の世帯員が生活扶助以外の扶助を受ける者、地方税法に定める障害者又は寡婦であり年間の所得が125万円以下である者、その他保険料を納付することが著しく困難であると認められる者

である³⁾。

さらに、厚生省は、次のように申請免除の基準を定めている。

国民年金の保険料免除(申請免除)の基準

- ①保険料納付義務者に前年分の所得税額があるときは免除せず、当該年度分の市町村民税が賦課されていないときは免除する。
- ②①によって決定できない場合には、世帯全員の前年の所得額を基に一定の方法によって算定した指数により免除の可否を決定する。
- ③①および②の結果、免除に該当しない場合でも、失業、倒産、その他の理由で申請時の所得状況等が前年度の所得状況と著しく異なる等により、保険料の納付が困難と認められるときには免除できる(以下「一定特例免除」という)。
- ④①ないし③により免除に該当する場合であっても、高額(7万円以上)な生命保険等の保険料を払っている場合にはその支払額相当の保険料負担能力があるものとし、また、①及び②により免除に該当する場合であっても、著しく高額(14万円以上)な生命保険料等を支払っている場合には、免除しないことができる(総務庁行政監察局, 1998)。

前述の1998年度の免除率の内訳は、法定免除4.5%、申請免除15.4%である(社会保険庁)。時系列でみると、法定免除の割合は、4.5%前後で横這いなのにに対し、申請免除の割合は年々増加している。

免除制度の運用は市町村によってばらつきがあり、特に一般特例免除に関しては、現場の個別判断に任されており、免除理由の立証資料の提出も求められていない(総務庁行政監察局, 1998)。このため、免除制度の恩恵を受けている被保険者の、実質の負担能力はわからないのが実状である。

このように、一見すると、国民年金の保険料体系は免除を受けられる低所得者層については累進的、それ以外の所得層については、逆進的であると推測されるが、実際には、免除制度の運用によって、累進的か否かが大きく左右されると考えられる。

(2) 国民健康保険

国民健康保険の保険料の算定方法は、自治体によって異なる。まず、各自治体は、それぞれの国民健康保険事業に要する総費用を、表1の方式のいずれかによって分割する。そして、各カテゴリにおいて、所得割総額は被保険者の総所得金額、資産割は被保険者の総資産額、被保険者均等割は被保険者数によって按分した額、世帯別平等割は均一額を被保険者に振り分ける。各被保険者(世帯)が支払う保険料は、それぞれの所得、資産、被保険者数などによって決められる各カテゴリの合計額である。

この他にも、所得割額の算定方式、賦課限度額等により、国民健康保険料は、市町村によってかなりのばらつきがある(小松, 1999)。参考ながら、1996年度における1世帯あたり平均保険料(税)調停額は、15万893円であった(健康保険組合連合会, 1999)。

国民健康保険にも、保険料軽減措置が設けられている。この措置の対象は、

- ①前年所得が基礎控除配当額(平成11年度は33万円)以下の世帯
 - ②前年所得が基礎控除額を超えるが、前年所得から被保険者(世帯主を除く)1人につき一定額(平成11年度は、24万5千円)を控除すると基礎控除額以下となる世帯
- の二つである(厚生統計協会, 1999)。軽減の割合は、6割(①の該当世帯)、4割(②の該当世帯)であったが、1995年の制度改定により、この制

表1 標準課税総額に対する標準割合

	カテゴリー	標準割合
4方式	所得割総額	40%
	資産割総額	10%
	被保険者均等割総額	35%
	世帯別平等割総額	15%
3方式	所得割総額	50%
	被保険者均等割総額	35%
	世帯別平等割総額	15%
2方式	所得割総額	50%
	被保険者均等割総額	50%

出典) 厚生統計協会(1999)『保険と年金の動向』。

度は大幅に変更され、軽減の割合は、各保険者(市町村)の応益割合(= (均等割総額+平等割総額)/賦課総額)に応じて定められることとなった(表2)。具体的には、応益割合が35%以下の市町村では、軽減割合が小さくなり、応益割合が45%以上55%未満の市町村では、軽減割合が大きくなるとともに、新たに2割軽減枠が設けられた。2割軽減の該当世帯は、前年所得から被保険者(世帯主を含む)1人につき一定額(平成11年度は34万)を控除すると基礎控除額以下となる世帯である(③該当世帯)。1997年には、国民健康保険加入世帯の27.86%が軽減措置の対象であった(厚生統計協会, 1999)。

このように、国民健康保険の保険料の体系は、軽減が受けられる低所得者層においては累進的であり、軽減対象とならない世帯層においては応能割合が全国的にみてどれくらいになるかによって累進的にも逆進的にもなると考えられる。

2 被用者世帯

(1) 厚生年金保険

厚生年金保険の保険料は、被用者の所得を、最低9.2万円から最高59万円までの30等級に区分された標準報酬に当てはめ、それを一定比率でかけた額である。1998年度末現在で、保険料率は被保険者8.675%、事業主8.675%である⁴⁾。またボーナスからは、別途1%が徴収される⁵⁾。

(2) 健康保険

政管健保の場合、保険料の法定料率は8.5%であり、これを被保険者と事業者が折半する。組合健保の場合、労使合わせた保険料率は3.0%から9.5%の範囲で各組合ごとに定められており、その平均は、被保険者3.658%、事業主4.736%で

合計8.394%である(98年3月現在)(健康保険組合連合会)。

このように、被用者世帯が支払う厚生年金保険料と健康保険料は、基本的に所得の一定割合が保険料と算定されるので、保険料の累進性(逆進性)はゼロであるはずである。しかし、厚生年金保険には標準報酬形式をとっているため、標準報酬の各等級内における負担率は一律ではない。また、限度額以上(月額59万円以上)の所得層では保険料は一定であるため、この層では逆進的であると考えられる。

IV 予備的分析

図1は、1996年の社会保険料負担率(=社会保険料/所得)を所得階級別に示したものである。データは、厚生省の平成8年度『所得再分配調査』の現役世帯のみのデータを使用した。「現役世帯」「国保世帯」「被用者世帯」の定義については、Vを参照されたい。

図1から明らかなように、社会保険料は国保世帯、被用者世帯共に逆進性を示している。国保世帯についていえば、国民年金保険料を申請免除されている率は13.0%(1995)である⁶⁾。このように高い割合の被保険者が免除されているにもかかわらず、図1は特に最低所得層(所得階級3=年取150万円以下)にて強い逆進性がうかがえる。この傾向は、被用者世帯においても同様である。このことから、国民年金の免除制度や、国民健康保険の軽減制度、また、被用者保険の定率性をしても、社会保険料は逆進的である可能性が示唆される。逆進性が現役層全体、各コーホート、各制度内においても確認されるのであれば、各グループ内における所得不平等度が保険料徴収によって拡大していると考えられる。次章において、さらに詳しい分析を行う。

表2 各保険者の応益割合による国民健康保険の軽減割合

応益割合	35%未満	35~45%	45~55%	55%以上
①該当世帯	5割	6割	7割	6割
②該当世帯	3割	4割	5割	4割
③該当世帯	なし	なし	2割	なし

出典) 厚生統計協会(1999)『保険と年金の動向』。

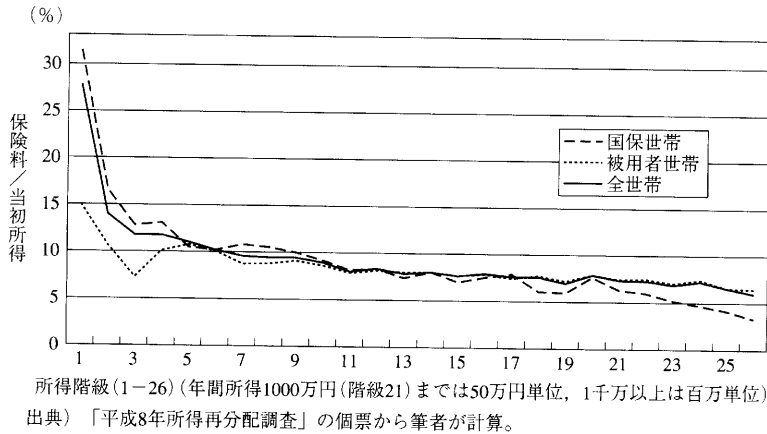


図1 社会保険料負担率, 所得階級別, 世帯種別 (1996)

V 分析手法とデータ

1 分析手法

所得不平等度の指標は, ジニ係数, 平方変動係数 (SCV), アトキンソン尺度等数多く開発されているが, 本稿ではジニ係数を用いる。

$$Gini = \left(\frac{2}{\mu n^2} \cdot \sum_{i=1}^n iW_i \right) - \frac{n+1}{n}$$

ジニ係数の長所は, 一般的に広く使われており, 直感的に理解しやすい概念であることであるが, その欠点は, (1) 非線形的であり, 分解に適していないことと, (2) 中所得者層における transfer sensitivity が高いことである (Mitchell, 1991, 経企庁, 1998)。そのため, 再分配後の不平等度そのものを比較するには, ジニ係数は必ずしも最適の指標ではない。しかし, ミッチェルは, カクワニが開発した累進性係数を用いると, ジニ係数を使いながらも, 再分配の一つ一つのメカニズム (税, 社会保障) の累進性を測ることができると指摘した (Mitchell, 1991)。本稿では, カクワニの累進性係数 (P) と, 社会保険料徴収前後の再分配係数 (R) の二つの係数をもって, 保険料徴収による所得不平等度への影響の指標とする。

$$\text{再分配係数}(R) =$$

$$\frac{\text{当初所得のジニ係数}(G) - \text{保険料徴収後のジニ係数}(G')}{\text{当初所得のジニ係数}(G)}$$

(式1)

$$\text{累進性係数}(P) = \frac{\text{社会保険料の擬ジニ係数}(C) - \text{当初所得のジニ係数}(G)}{\text{当初所得のジニ係数}(G)}$$

保険料が所得の均一割合であれば, 保険料徴収前と後のジニ係数は変わらない。しかし, 保険料が累進性であれば, ジニ係数は下がり, 逆進性であればジニ係数は上がる。つまり, 再分配係数がプラスであれば, 保険料徴収の結果, 所得不平等度が改善したことを表し, マイナスであれば不平等度が悪化したことを表す。

図2は, ある所得分布のロレンツ曲線 (上の曲線) と, 保険料 (または税) の擬ロレンツ曲線 (下の曲線) を描いたものである。「擬」とつくのは, この曲線は保険料を当初所得の順に並べ累積したものであるからである。カクワニの累進性係数 (P) は, 二つの曲線の間の面積を三角形 OBC の面積の比の2倍で表し, 当初所得のロレンツ曲線が保険料の擬ロレンツ曲線の上にある時はプラス, 反対の時はマイナスとして計算する。当初所得のジニ係数を G とすると, P の値は, $-(1+G)$ と $(1-G)$ の間の値をとり, プラスであれば累進的, マイナスであれば逆進的であることを示す (Mitchell, 1991)。

ここで再分配係数 (R) と累進性係数 (P) の関

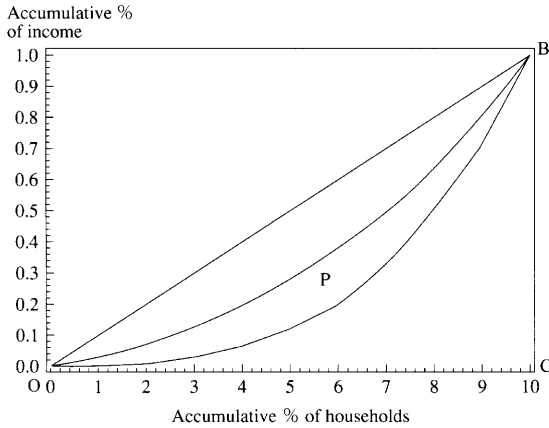


図2 保険料(税)の累進性係数 $\frac{P}{OCB}$

係に触れておく。再分配係数は、累進性係数と平均保険料率(E)を合わせた効果(V)、および保険料を徴収したことによる所得の順番の入れ替わり効果(H)の二つに分解することができる(Mitchell, 1991)。

$$R = \frac{G - G'}{G} \quad P = C - G$$

(式1,2再掲)

$$R = H + V$$

H = サンプル内の順序の入れ替わりによる効果 (式3)

$$V = \frac{PE}{(1-E)G}$$

E = サンプル全体の平均保険料率 (式4)

本稿では、これらの係数を、社会保険料徴収前後、医療保険料徴収前後、年金保険料徴収前後の三つの場合において求める。

社会保険を、医療と年金にわたる理由は、「公平」についての考え方が二つの間で異なるからである。厚生年金等、報酬に比例した給付がある制度においては、何をもちて公平な負担(保険料)とするか判断が分れるところである。しかし、医療保険については、疾病するリスクが同じと仮定すれば、保険料は同じであるべきというコンセンサスがあると考えられる。

分析の順序は、まず最初に、現役層全体におけ

る上記係数を求める。次に、社会保険制度別(国保世帯、被用者世帯、国保・被用者世帯、以下、これらを世帯種という)に分析を行う⁷⁾。これは国民年金・国民健康保険、と被用者年金・健康保険の間で大きな差があるか否かをみるためである。

最後に、世帯主の世代(コホート)別に同様の分析を行う。これは、コホート分けすることにより、世代間の再分配の影響を除くためである。比較的所得が高い高齢現役層と所得が低い若年現役層の間に、社会保険料という形で所得再分配が行われている可能性があるからである。また、定年間近の高齢現役層と入社直後の若年現役層は、直面する社会・健康などのリスクが異なっており、それに対処するための負担が異なっても致し方がないという考えもある。同じ世代内の者は、結婚、子育て、定年までの年数、健康などにおいて人生の同じような時期であり、同程度のリスクを背負っていると考えると、同程度のリスクに対する保障の負担(保険料)は同等であるべきであるため、世代内の保険料の公平はより重要となる。

2 データ

使用したデータは、厚生省『所得再分配調査』の1990年、1993年、1996年の3年分の個票データである。なお、『所得再分配調査』は、サンプルのとりかたの違いにより不平等度が他の調査に比較して高いといわれているが(大竹, 1999)⁸⁾、本稿ではこのデータによる不平等度を他の調査のそれと比較することを目的としていないため、特段問題とはならない。

(1) 「現役世帯」の定義

「現役世帯」を、世帯主が年金を受けておらず、かつ生活保護など(医療を除く)の現金・現物給付を受けていない世帯と定義する(世帯主以外の世帯員が年金を受給している世帯は対象とする)。具体的には、以下の条件を満たす世帯が含まれる。

現役世帯 = 世帯主が年金受給者でなく、その他の社会保障給付金(生活保護、傷病手当金、雇用保険、児童手当、他法令給付)と現物給付・措置費(生活保護、老人福祉、児童福祉、その

他)を受給していない世帯

この結果、該当サンプル数は、5,630世帯(1990)、5,793世帯(1993)、5,242世帯(1996)となった。更に、これを世帯種別に分類すると、「国保世帯」、「被用者世帯」、「国保・被用者世帯」の他に「その他世帯」「被保護世帯」が含まれるが、これら世帯は、世帯員が国保・被用者保険のどちらの被保険者でもなく、サンプル数も少ないため、記述していない。

(2) 「所得」の定義

「所得」は、世帯単位とした。その理由は、社会保険料が、世帯単位であるからである⁹⁾。世帯単位で所得をみる際には、世帯人員数を考慮しなければならない。世帯所得を世帯人員1人あたりの所得に換算するため、等価所得比率(e)の概念が用いられ、一般的には $e=0.5$ を用いることが多い。

世帯の1人あたりの所得水準=世帯あたりの所得/世帯人員数^e

本研究では、①世帯あたり所得($e=0$, i.e. 世帯人員数を考慮しない)と、②八木・橘木(1996)が1984年度『全国消費実態調査』のデータを用いて計算した等価所得比率の二つを用いた。ただし、八木・橘木の等価所得比率は7人世帯までしか計算されていないため、8人以上の世帯には $e=0.5$ (世帯人員の平方根)を用いた。ただし、累進性係数を求める際には、社会保険料が世帯単位であるため、当初所得も世帯あたりで計算した。

分析に用いたのは、「当初所得」、「税(徴収)後所得」、「社会保険料(徴収)後所得」、「医療保険料(徴収)後所得」、「年金保険料(徴収)後所得」の五つである。それぞれの定義は以下の通りである。

当初所得=総所得+雑収入+私的受給

総所得=(雇用者所得+事業所得+農耕・畜産所得+家内労働所得+家賃・地代+利子・配当金)

私的受給=(仕送り+企業年金+退職一時金+生命保険金+損害保険金+個人年金)

税(徴収)後所得=当初所得-税

税=所得税+住民税+固定資産税+自動車税等(1996年度は消費税を含む)

社会保険料(徴収)後所得=当初所得-社会保険料

社会保険料=医療(被用者保険+国民健康保険)+年金(被用者年金+国民年金)

医療保険料(徴収)後所得=当初所得-医療保険料

年金保険料(徴収)後所得=当初所得-年金保険料

上記の「当初所得」の定義は、『所得再分配調査』で用いられるものと同様である。この定義は、定型的な世帯調査の定義と異なっている(大竹, 1999)が、この定義は政府が行う施策の再分配への寄与度をみるのに適しており、本稿の目的も現役層における(公的)社会保険料負担によるジニ係数の変化をみることであるため、この定義を用いることとする。

VI 結 果

1 「現役世帯」全体および世帯種別分析

表3に、全世帯、「現役世帯」、および世帯種(国保世帯、被用者世帯、国保・被用者世帯)別の分析の結果を示す。等価所得比率は、八木・橘木の計算によるものである。等価所得比率がゼロの結果は、すべての場合において逆進性がさらに強調された結果となったが、ここでは省略する。

まず、全現役世帯の税と社会保険料による再分配係数(R)をみると、3ヵ年を通じて、どの世帯種においても税の再分配効果のほうが、社会保険料のそれより大きい。税の再分配係数は殆どプラスであるのに対し(経済企画庁(1998)の研究においても税の再分配効果は確認されている¹⁰⁾)、社会保険料の再分配係数はマイナスとなっている。特に国保世帯において、その傾向は大きい。さらに、医療と年金の保険料を比べると、被用者世帯では、年金のほうが医療のそれより小さいが、国保世帯では一貫した傾向はみられなかった。

次に、保険料の累進性係数(P)をみると(表4)、すべての場合において累進性係数はマイナスであり社会保険料が逆進的であることを示している。ここでも、国保世帯における社会保険料の逆進性が確認できるが、被用者世帯においても医療、

表3 全現役世帯および世帯類型別、世代別、社会保険料前後の再分配係数(R)

(e=八木・橋本による等価所得比率)

	1990年				1993年				1996年							
	当 初 所 得 の ジ ニ 係 数	税 に よ る 再 分 配 係 数	医 療 保 険 に よ る 再 料 に よ る 再 分 配 係 数	年 金 保 険 に よ る 再 料 に よ る 再 分 配 係 数	当 初 所 得 の ジ ニ 係 数	税 に よ る 再 分 配 係 数	医 療 保 険 に よ る 再 料 に よ る 再 分 配 係 数	年 金 保 険 に よ る 再 料 に よ る 再 分 配 係 数	当 初 所 得 の ジ ニ 係 数	税 に よ る 再 分 配 係 数	医 療 保 険 に よ る 再 料 に よ る 再 分 配 係 数	年 金 保 険 に よ る 再 料 に よ る 再 分 配 係 数				
全現役世帯	5630	0.3325	3.2%	-2.8%	-1.3%	5793	0.3372	6.8%	-2.2%	-1.1%	5242	0.3237	4.2%	-2.7%	-1.2%	-1.4%
国保世帯	1292	0.4052	-1.7%	-4.4%	-2.1%	1208	0.4158	4.8%	-3.4%	-1.9%	1125	0.4089	3.2%	-4.5%	-2.0%	-2.3%
被用者世帯	3455	0.2986	5.6%	2.1%	-0.8%	3668	0.3017	7.7%	-1.9%	-0.6%	3334	0.2849	5.2%	-2.2%	-0.7%	-1.3%
国保・被用者世帯	811	0.3133	1.1%	-3.6%	-1.8%	874	0.3239	8.6%	-2.9%	-1.3%	737	0.3082	3.1%	-3.2%	-1.6%	-1.5%
世帯主の年齢階層																
10代	33	0.5132	0.3%	-0.1%	0.0%	58	0.3954	2.5%	1.6%	0.7%	17	0.2405	6.1%	7.1%	4.4%	2.9%
20-24歳	190	0.3933	2.0%	0.4%	0.2%	272	0.2827	5.2%	2.7%	0.8%	160	0.2922	2.6%	-1.5%	-0.3%	-1.0%
25-29歳	323	0.2230	2.6%	-1.7%	-0.6%	349	0.2290	4.0%	-1.0%	-0.6%	341	0.2369	1.8%	-2.6%	-0.8%	-1.6%
30-34歳	498	0.2344	4.3%	-2.6%	-0.9%	455	0.2577	5.6%	-1.8%	-0.8%	463	0.2154	1.2%	-2.4%	-1.2%	-0.8%
35-39歳	658	0.2555	-11.1%	-3.9%	-1.9%	573	0.2884	5.3%	-2.4%	-1.3%	518	0.2662	6.4%	-4.1%	-1.7%	-2.1%
40-44歳	962	0.2903	3.9%	-3.0%	-1.5%	904	0.2849	6.5%	-2.6%	-1.3%	684	0.2897	4.7%	-2.5%	-1.3%	-1.0%
45-49歳	920	0.3069	2.8%	-3.3%	-1.6%	987	0.3059	6.8%	-3.0%	-1.4%	1034	0.2985	4.2%	-3.3%	-1.6%	-1.5%
50-54歳	944	0.3146	4.7%	-2.8%	-1.4%	904	0.3351	6.7%	-2.9%	-1.4%	839	0.3077	3.8%	-3.1%	-1.3%	-1.6%
55-59歳	840	0.3596	4.0%	-3.5%	-1.6%	349	0.3527	5.4%	-2.7%	-1.3%	826	0.3490	3.2%	-3.2%	-1.4%	-1.7%
60-64歳	223	0.4754	5.9%	-2.5%	-1.3%	349	0.4352	12.1%	2.5%	-1.2%	319	0.4312	3.9%	-2.3%	-1.2%	-1.1%
65歳以上	30	0.5445	7.4%	-1.2%	-1.1%	40	0.5210	3.4%	-1.5%	-1.1%	41	0.4737	4.8%	-1.7%	-1.1%	-0.5%

出典) 平成2年, 5年, 8年「所得再分配調査」より筆者計算。

表4 全世帯、全現役世帯および世帯類型別、社会保険料の累進係数 (P)、平均保険料率 (E)、順序入れ替わり効果 (H)

1990年									
	社会保険料全体			医療保険料			年金保険料		
	保険料 累進性係数	平均 保険料率	順序入れ替 わり効果	保険料 累進性係数	平均 保険料率	順序入れ替 わり効果	保険料 累進性係数	平均 保険料率	順序入れ替 わり効果
	P	E	H	P	E	H	P	E	H
全世帯	-0.13290	0.07027	-0.00096	-0.17587	0.03303	-0.00032	-0.09479	0.03724	-0.00034
全現役世帯	-0.11471	0.06853	-0.00152	-0.12785	0.02990	-0.00045	-0.10453	0.03863	-0.00056
国保世帯	-0.20247	0.07170	-0.00198	-0.18105	0.03899	-0.00077	-0.22801	0.03271	-0.00057
被用者世帯	-0.08165	0.06655	-0.00151	-0.07935	0.02649	-0.00034	-0.08317	0.04006	-0.00059
国保・被用者世帯	-0.13093	0.07348	-0.00211	-0.14231	0.03439	-0.00065	-0.12092	0.03908	-0.00073
1993年									
	社会保険料全体			医療保険料			年金保険料		
	保険料 累進性係数	平均 保険料率	順序入れ替 わり効果	保険料 累進性係数	平均 保険料率	順序入れ替 わり効果	保険料 累進性係数	平均 保険料率	順序入れ替 わり効果
	P	E	H	P	E	H	P	E	H
全世帯	-0.10525	0.07575	-0.00040	-0.15550	0.03336	-0.00010	-0.06571	0.04239	-0.00015
全現役世帯	-0.08545	0.07564	-0.00061	-0.10437	0.03098	-0.00012	-0.07232	0.04466	-0.00025
国保世帯	-0.17177	0.06958	-0.00114	-0.16793	0.04031	-0.00041	-0.17705	0.02926	-0.00024
被用者世帯	-0.06987	0.07540	-0.00059	-0.05972	0.02762	-0.00008	-0.07574	0.04778	-0.00018
国保・被用者世帯	-0.09859	0.08224	-0.00037	-0.11042	0.03671	0.00005	-0.08905	0.04553	-0.00006
1996年									
	社会保険料全体			医療保険料			年金保険料		
	保険料 累進性係数	平均 保険料率	順序入れ替 わり効果	保険料 累進性係数	平均 保険料率	順序入れ替 わり効果	保険料 累進性係数	平均 保険料率	順序入れ替 わり効果
	P	E	H	P	E	H	P	E	H
全世帯	-0.12666	0.06886	-0.00413	-0.19565	0.02890	-0.00204	-0.07677	0.03996	-0.00149
全現役世帯	-0.09177	0.07407	-0.00251	-0.11208	0.02836	-0.00067	-0.07916	0.04570	-0.00110
国保世帯	-0.19432	0.07355	-0.00374	-0.18416	0.03575	-0.00144	-0.20392	0.03780	-0.00158
被用者世帯	-0.06329	0.07403	-0.00235	-0.06062	0.02595	-0.00042	-0.06474	0.04808	-0.00105
国保・被用者世帯	-0.10148	0.07460	-0.00442	-0.12673	0.03135	-0.00147	-0.08317	0.04325	-0.00181

出典) 平成2年, 5年, 8年「所得再分配調査」より筆者計算。

年金ともにマイナスの値をとっていることは興味深い。医療と年金を比べると、国保世帯では、年金のほうが逆進性が高く、被用者世帯ではほぼ同じであるが、国保・被用者世帯では医療のほうが逆進的であり、一貫した結果は得られていない。また、保険料徴収前と後の、所得の順序の入れ替わりによる再分配効果 (H) は、微小であることが確認できた。

2 世代別分析

次に、世代内再分配係数 (R) をみると (表3,

図3~5)、20歳代以降マイナスに転じ、30歳代後半から40歳代後半を最低としてその後上昇する傾向がみられる。特に中年層において社会保険料による不平等度への影響が大きいことがわかる。税による世代内再分配係数は、殆どの場合においてプラスになっているのに対し、社会保険料によるそれは殆どマイナスであり、マイナス2~4%程度の値をとっている。

社会保険料の累進性係数 (P) (図6~8) にしても同様の傾向がみられる。Pは、すべての年齢階層でマイナスであり、社会保険料の逆進性が年

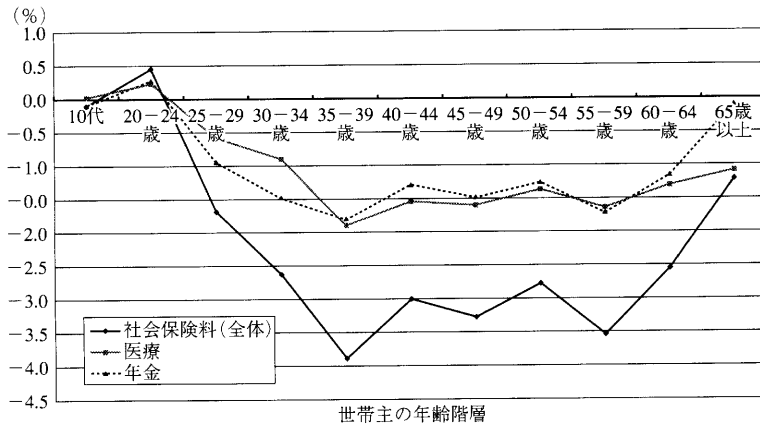


図3 社会保険料による世代内再分配係数(1990, e=八木・橘木)

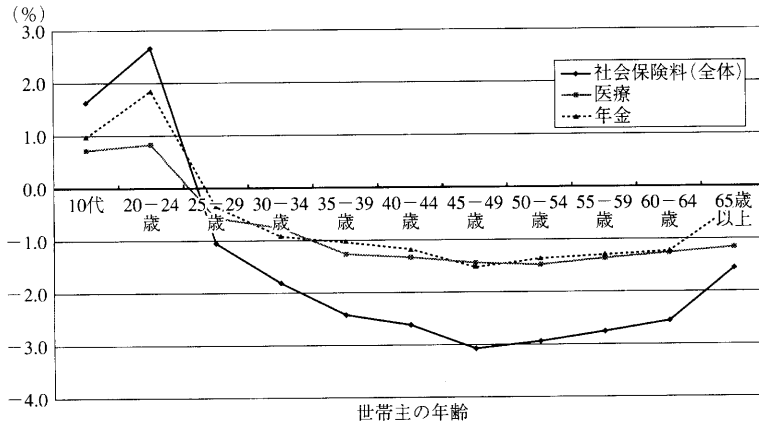


図4 社会保険料による世代内再分配係数(1993, e=八木・橘木)

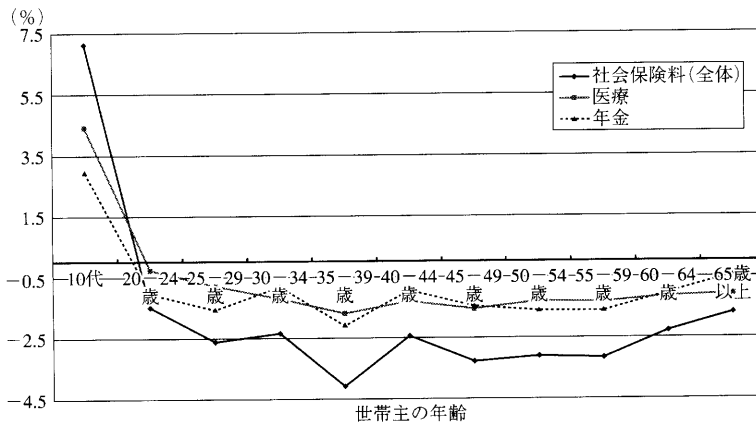


図5 社会保険料による世代内再分配係数(1996, e=八木・橘木)

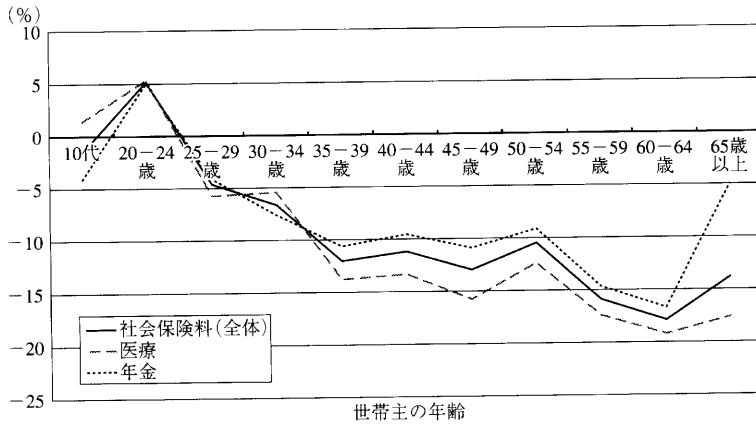


図6 コーホート別，社会保険料の累進性係数(1990)

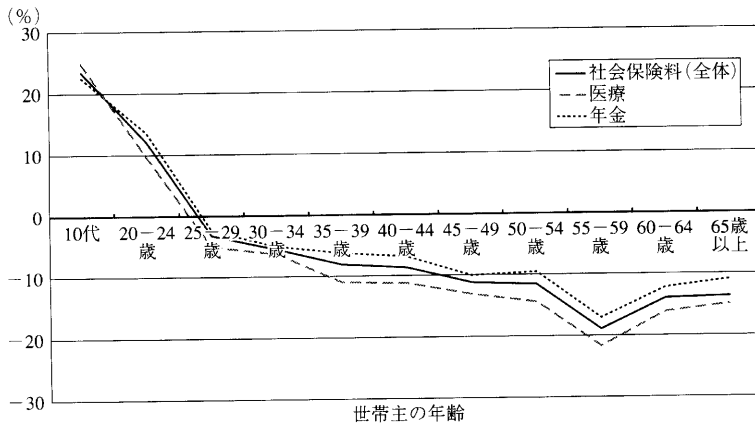


図7 コーホート別，社会保険料の累進性係数(1993)

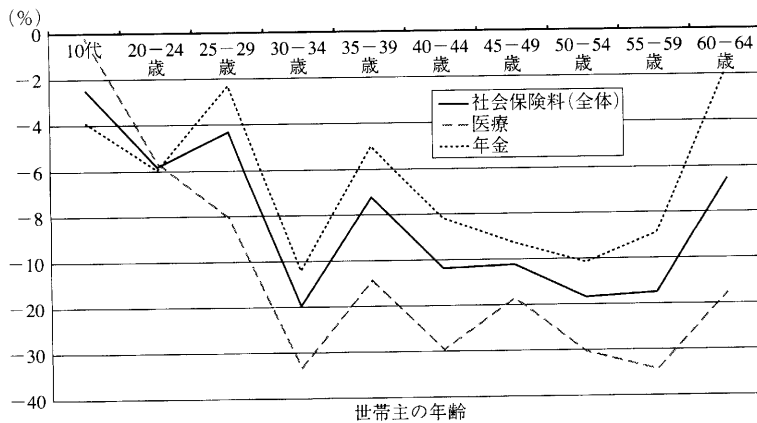


図8 コーホート別，社会保険料の累進性係数(1996)

齢とともに進むことがわかる。この傾向は、50歳代後半まで続き、50歳代で最低の値を示している。当初所得のジニ係数は、20歳代後半か30歳代前半を最低として、その後は年齢階層があがるほど高くなる。つまり、高齢になるほど、当初所得においても不平等度が増し、社会保険料がそれに更に拍車をかけていることとなる。さらに、世代毎にみると医療保険料のほうが年金保険料よりも逆進性が高い。給付が一律である医療保険において、保険料の逆進性が高いのは懸念すべきことである。

VII 保険料引き上げの影響の試算

最後に、1996年のデータを用いて、公的年金の保険料引き上げによる不平等度への影響を試算した。1995年に各世帯が実際に払った保険料に

引き上げ率(=推定保険料率/1995年の保険料率)をかけたものを予測保険料とし、保険料の累進係数と再分配係数を計算した。推定保険料率には、厚生省が見通す2005年と2010年の国民年金保険料、厚生年金保険料率を用いた¹¹⁾(表5)。

試算によると、両方の仮定のもとで、すべての世帯種、世代において再分配係数が減り、不平等度への影響が悪化している。仮定1のもとでは、保険料の逆進性(P)は下がるが、平均保険料率(E)が上がるために再分配係数も下がっている。なお、引き上げの影響を特に大きく受ける世帯種、世代層はみつからなかった。この仮定のもとでは、既に1995年の保険料体系に存在する保険料の不平等のパターンが、保険料引き上げによって拡大する結果となっている。

表5 年金保険料引き上げの仮定のもとの再分配係数、平均保険料率、累進性

	1995年の保険料(実際)			仮定1(2005年)			仮定2(2010年)		
	年金保険料 による再分 配係数 R	平均保険料 率(長期) E	年金保険料 累進性係数 P	年金保険料 による再分 配係数 R	平均保険料 率(長期) E	年金保険料 累進性係数 P	年金保険料 による再分 配係数 R	平均保険料 率(長期) E	年金保険料 累進性係数 P
1996年データ									
全世帯	-1.0%	4.0%	-0.07677	-1.1%	4.8%	-0.07553	-1.4%	5.5%	-0.07951
現役世帯	-1.4%	4.6%	-0.07916	-1.6%	5.5%	-0.07776	-2.0%	6.3%	-0.08227
国保世帯	-2.3%	3.8%	-0.20392	-2.6%	4.4%	-0.20247	-3.4%	5.4%	-0.20697
被用者世帯	-1.3%	4.8%	-0.06474	-1.6%	5.8%	-0.06460	-1.9%	6.5%	-0.06504
国保・被用者世帯	-1.5%	4.3%	-0.08317	-1.7%	5.1%	-0.08207	-2.2%	6.0%	-0.08558
世帯主の年齢									
10代	2.9%	3.8%	0.17873	3.4%	4.6%	0.18380	3.6%	5.2%	0.17189
20-24歳	-1.0%	4.5%	-0.03882	-1.2%	5.4%	-0.03598	-1.7%	6.2%	-0.04264
25-29歳	-1.6%	4.9%	-0.05928	-1.9%	5.9%	-0.05753	-2.4%	6.7%	-0.06165
30-34歳	-0.8%	4.9%	-0.02298	-1.0%	5.8%	-0.02160	-1.3%	6.6%	-0.02485
35-39歳	-2.1%	4.7%	-0.10381	-2.5%	5.6%	-0.10131	-3.1%	6.4%	-0.10721
40-44歳	-1.0%	4.7%	-0.05001	-1.1%	5.7%	-0.04760	-1.5%	6.5%	-0.05325
45-49歳	-1.5%	4.5%	-0.08097	-1.7%	5.3%	-0.07812	-2.2%	6.1%	-0.08481
50-54歳	-1.6%	4.6%	-0.09243	-1.9%	5.4%	-0.08994	-2.4%	6.2%	-0.09577
55-59歳	-1.7%	4.6%	-0.10128	-1.9%	5.5%	-0.09737	-2.5%	6.4%	-0.10651
60-64歳	-1.1%	3.9%	-0.08850	-1.2%	4.6%	-0.08629	-1.5%	5.3%	-0.09149
65歳以上	-0.5%	3.6%	-0.01740	-0.6%	4.3%	-0.01720	-0.8%	4.9%	-0.01767
厚生年金保険料率 (対総報酬) (標準報酬換算)		(95年3月現在)		(推定)			(推定)		
	16.50%			15.50%			17.42%		
国民年金保険料	11,700円			19.85%			22.35%		
				13,200円			17,200円		

注) R は、八木・橋木の等価所得比率を用いて計算、 P は、世帯あたり所得を用いて計算。

所属機関の見解を示したものではない。

VIII まとめと今後の課題

以上により、本研究の結果は以下にまとめられる。

- 1) 既に既存研究で指摘されている国保世帯だけではなく、被用者保険においても、現役層における社会保険料は逆進的であり、特に国保世帯においてその傾向が強い。
- 2) 現役層においては、税の再分配係数がプラスであるのに対し、社会保険料の再分配係数はマイナスであり、社会保険料徴収によって現役層における所得不平等度は悪化する。
- 3) 現役層における社会保険料の逆進性を世代ごとにとみると、世代があがるほど、逆進性は高くなる。
- 4) 世代別にみると、医療保険料の逆進性が年金のそれよりも高い。
- 5) 試算によると、公的年金の保険料引き上げは、既存の保険料体系の逆進性と所得不平等度への悪影響を更に悪化させる可能性がある。

本稿では、1990年、1993年、1996年のデータを用いて、社会保険料が制度内、世代内不平等を悪化させていることを示した。社会保険の財源として、税か保険料かの議論が激しく行われているが、現行制度において税が累進的であるのに対し、社会保険料は逆進的であることは留意しなければならない。仮に、社会保険料を引き上げる際には、免除・軽減制度を含む低所得者に対する社会保険のあり方、および保険料上限および標準報酬制の根本的な議論をするべきである。

本稿では簡易な試算しか試みなかったが、今後の課題として、上記措置の変更を含んだより詳細なシミュレーションを行う必要がある。また、低所得者層において社会保険料率が高いこと(図1)も懸念されることから、特に現役低所得者に焦点をあて、保険料軽減・免除制度の効率性に着目した分析を試みたい。

付記

本論文は著者の個人的見解を示したものであり、

注

- 1) 年金制度改正関連法案によって、2003年度からは、月収に占める保険料率は17.35%から13.58%に引き下げ、ボーナスに占める率は1%から13.58%に引き上げられる(厚生省年金局、1999.3.5)。
- 2) 村上(1999)は、医療保険において組合健保の保険料と東京都区部における国民健保の保険料の比較の研究を行い、双方は「保険料算定方法がまったく異なるにもかかわらず、「総所得」に対する保険料負担率では、組合健保も国民健保もほぼ4%強で大きな差がない」とした。ただし、標準報酬(健保)や保険料(国保)の上限があるので、組合健保では年収700万円、国保では1250万円以上から負担率が減少する。
- 3) 1999年の改正により、2002年度からは全額免除制度に加え、一定の所得以下の人のために半額免除制度が設けられる。
- 4) 坑内員、船員を除く一般をさす(健康保険組合連合会編、1999)。
- 5) 1999年の改正により、2003年からは、月給とボーナスから同率(13.58%、事業主と被用者で折半)の額が保険料とされる。
- 6) データ年の国民年金保険料の免除率は、12.5%(法定免除5.0%、申請免除7.5%)(1989)、14.7%(4.7%、9.9%)(1992)、17.6%(4.6%、13.0%)(1995)である。うち、法定免除者は、生活保護受給者、障害年金受給権者なので、サンプルの中に含まれていない。含まれるのは申請免除された世帯のみである。国民健康保険の軽減率は、23.73%(1989)、24.61%(1992)、25.95%(1995)であるが、この母数は全被保険者であるので、高齢世帯も含む。
- 7) 世帯種の区分は、「所得再分配調査」の定義により以下の通り。「国保世帯」=「被保護世帯以外の世帯で、国民健康保険の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者又は被扶養者がいない世帯」、「被用者保険世帯」=「被保護世帯以外の世帯で、健康保険、船員保険若しくは共済組合の被保険者もしくは組合員又はその被扶養者が1人でもおり、かつ、国保加入者がいない世帯」、「国保・被用者保険世帯」=「被保護世帯以外の世帯で、上記の国民健康保険の被保険者及び被用者保険等の被保険者又はその被扶養者がそれぞれ1人でもいる世帯」(厚生省、1996)。
- 8) この理由としては、『所得再分配調査』では、その不平等度の計算に単身世帯を含んでいること、低所得層と高所得層が正確にサンプリングされていること、そして、その「再分配所得」の定義が他の調査と異なっていること、が挙げ

られる(大竹, 2000)。

- 9) 社会保険料の多くは、世帯単位、または第1号被保険者単位で設定されており、未成年者、老人を含む世帯人員数に影響されない(国民健康保険には、世帯人員数が影響する場合がある)。
- 10) 経済企画庁の調査は、1984年と1994年の「全国消費実態調査」の個票を用いて可処分所得の不平等に対する寄与を各所得源泉ごとに Shorrocks 分解したもので、「租税の再分配効果が十分に機能している」としている。
- 11) 保険料の推計の仮定は以下の通り：1) 国庫負担割合は3分の1、2) 厚生年金保険料は、当面据え置き、2004年10月に19.85%、以降は5年ごとに2.5%ずつ引き上げ(標準報酬ベース)、3) 国民年金保険料は、当面各目価格13,300円で据え置き、2005年度に500円、平成18年度以降は毎年800円ずつ引き上げ(1999年度価格)(厚生省年金局、厚生統計協会、1999、81-2)。所得データは1995年のものであり、推定国民年金保険料は1999年度価格であるので、この試算は正確なものとはいえない。しかし、推定保険料は、あくまでも財政見通しを計算するための目安であり、仮定によって変化するものである。そのため、ここでは、おおよその傾向をつかむことを目的とし、最新の推定値である1999年ベースのものを使用した。

参考文献

- 小椋正立・角田保(1999)『社会保険料の納付と徴収の分析』、日本経済学会1999年10月16日。
- 大竹文雄(2000)『所得格差を考える』、日本経済新聞2000年2月29日～3月7日。
- 大竹文雄・斉藤誠(1999)「所得不平等化の背景とその政策的含意——年齢階層内効果、年齢階層間効果、人口高齢化効果——」『季刊社会保障研究』35巻1号、pp. 65-76。
- 金子能宏(2000)「所得の不平等化要因と所得分配政策の課題」『季刊社会保障研究』35巻4号、pp. 420-435。
- 金子能宏・田近栄治(1995)「厚生年金の財政と世代間負担」『季刊社会保障研究』30巻4号、pp. 399-414。

- 角田保・小椋正立・高木安雄(1998)『市町村国保の保険料負担の現状と改革』「国民健康保険と地方財政に関する研究」、財政経済協会。
- 経済企画庁経済研究所編(1998)『日本の所得格差——国際比較の視点から——』経済企画庁。
- 健康保険組合連合会編(1999)『社会保障年鑑1999年版』、東洋経済新報社。
- 厚生省大臣官房政策課調査室(1990, 1993, 1996)『所得再分配調査結果』厚生省。
- 厚生統計協会(1999)『厚生指標：保険と年金の動向』第46巻第14号。
- 厚生省年金局(1999)『年金制度改革案大綱の概要』厚生省、1999.3.5。
- 小塩隆士(1998)『社会保障の経済学』、日本評論社。
- 小松秀和(1999)『国民健康保険制度における市町村の保険料(税)賦課政策と被保険者負担との関係についての研究』日本経済学会1999年10月17日報告要旨。
- 総務庁行政監察局編(1998)『国民年金の安定を目指して』、大蔵省印刷局。
- 橘木俊詔(1998)『日本の経済格差』、岩波書店。
- (2000)『セーフティ・ネットの経済学』、日本経済新聞社。
- 八田達夫・小口登良・酒本和加子(1998)「年金改革と世代間再分配」『季刊社会保障研究』34巻2号、pp. 155-164。
- 村上雅子(1999)『社会保障の経済学(第2版)』、東洋経済新報社。
- 八木匡・橘木俊詔(1996)「等価所得比率の測定と所得分配不平等度の解釈」『季刊社会保障研究』32巻2号、pp. 178-189。
- Lambert, Peter J. (1999) “Redistributional Effects of Progressive Income Taxes,” in edited by J. Silber, *Handbook of Income Inequality Measurement*, Kluwer Academic Publishers.
- Mitchell, Deborah (1991) *Income Transfers in Ten Welfare States*, Avebury.
- (あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部第2室長)